

生徒心得

新潟商業高等学校の生徒は次に掲げる生活の指針に従い、本校生徒としての自覚と誇りをもって学業に専念するとともに、心身ともに健全な人間になるように努めなければならない。

1. 服装

- 1 生徒は制服を着用すること。
- 2 細部については別に定める服装規程に従うこと。

2. 礼儀

- 1 教師や学校来訪者と行き合うときは会釈すること。
- 2 正しいことばづかいに気をつけ常に教養のある態度を保つこと。

3. 登校・下校

- 1 生徒は昇降口から出入りすること。
- 2 生徒は始業5分前までに登校し、所定の時間までに下校すること。

4. 校舎・校具の取り扱い

- 1 校舎・校具はたいせつに扱い、破損・汚染したときはすぐに学級担任または係職員に届け出ること。
- 2 教室及び学校の用具などを授業時間以外に使用するときは、係職員の許可を受けること。

5. 所持品

- 1 所持品には学年・組・氏名を明記すること。
- 2 必要以上の金銭や学習に関係のないものは持参しないこと。
- 3 貴重品は身につけておき、紛失や拾得物のあったときはすぐに学級担任または係職員に申し出ること。

6. 集会・掲示

- 1 校内外の集会は学級担任または係職員の許可を受けること。
- 2 掲示、印刷物の配布は定められた場合の他は、そのつど学級担任または係職員の許可を受けること。
- 3 他校または外部団体と交渉するときは係職員に申し出て指示を受けること。

7. 生活

- 1 身分証明書・生徒手帳を常に携帯すること。
- 2 放課時限までは無断で外出しないこと。止むを得ず外出するときは外出許可証に記入し、学級担任の許可を得ること。
- 3 夜間の外出は慎むこと。
- 4 飲酒・喫煙は年齢にかかわらず厳禁する。
- 5 アルバイトは原則として禁止する。

8. 清掃

- 1 教室・廊下その他校舎内外の清掃・整頓に努めること。
- 2 清掃当番にあたる生徒は所定の区域の清掃を確実に行うこと。

9. 原動機付自転車・自転車通学等

1 原動機付自転車

- (1) 原動機付自転車免許の取得は、第1学年の夏季休業以降とし、50cc以下に限る。
- (2) 免許を取得したときは、必ず学級担任に申し出て、「免許取得届」を提出すること。
- (3) 原則として原動機付自転車通学は禁止する。ただし、下記事項に該当する生徒については、生徒指導部で審議の上許可を与えることがある。
 - ア) 遠距離通学者（通学時間1時間を超える）で、自宅から最寄の駅、またはバス停まで原動機付自転車通学が必要と認められる場合。
- (4) 原動機付自転車通学を許可された生徒は、登録した原動機付自転車に限って使用することができる。
- (5) 原動機付自転車には、学校所定のステッカーをつけ、自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入しなければならない。
- (6) 使用に際しては、交通法規を遵守すること。
- (7) 原動機付自転車の貸し借りはしないこと。

2 自転車

- (1) 事前に保護者と学級担任の同意を得て、「自転車通学届」を提出し、登録した自転車を使用すること。
- (2) 自転車には、学校所定のステッカーをつけ、自転車損害賠償責任保険及び任意保険に加入しなければならない。
- (3) 使用に際しては、傘さし運転及び二人乗りを禁止する。なお、交通ルールを遵守するとともに安全確保のため、道路交通法第63条の11に基づきヘルメットを着用することが望ましい。

3 自動車

- (1) 免許取得のための自動車教習所への入校は、第3学年の夏季休業以降とする。その際「自動車教習所入校届」を学級担任に提出すること。
- (2) 免許取得後に「免許取得届」を学級担任に提出すること。
- (3) 自動車による登校は理由の如何を問わず禁止する。
- (4) 自動車の免許取得後の運転は、保護者同乗の場合と、保護者が許可した場合に限る。友人との遊びで運転はしないこと。

10. その他

- 1 本人または同居者が感染症にかかった場合は、速やかに届け出ること。
- 2 欠席・欠課・遅刻・早退をする場合は、そのつど速やかに届け出をすること。

11. その他細部に関しては別に指示する。